

大和市告示第76号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部を次のとおり解除する。

令和元年9月17日

大和市長 大 木 哲

1 解除する区域

大和市深見3706番1、2及び3の各一部（別図のとおり。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の掘削除去及び場外搬出並びに良質土による埋め戻し